

平日銀行業務開始前、昼休憩時間及び終了後並びに救命救急センターにおける医療費等収納業務実施要領

平日銀行業務開始前、昼休憩時間及び終了後、並びに救命救急センターにおける医療費等収納業務は、次のとおり実施するものとする。

(領収書の交付)

1. 医療費等を収納したときは、収入事務受託者の印を押印した領収書を必ず納入者に交付しなければならない。

(収納金の払い込み)

2. 収納した現金は、金融機関の翌営業日の正午までに鹿児島市病院事業出納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、8時30分から9時30分までに収納した現金は、当該収納日の正午までに同金融機関へ払い込まなければならない。

(受託収納内訳書の提出)

3. 現金を収納したときは、2.により現金を払い込んだ後、受託収納内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(損害賠償責任保険への加入)

4. 収納した現金の保管には万全を期すとともに、現金の取扱いに係る損害賠償責任保険へ加入し、当該保険の加入を証する保険証書の写しを発注者へ提出しなければならない。

(収入事務受託者証票の掲示)

5. 本業務を行うときは、収入事務受託者証票を、納付者から見やすい場所に掲示しなければならない。

(釣り銭の用意)

6. 本業務において必要とする釣り銭は、受託者において用意するものとする。